

# 宮城県中学校野球秋季選抜大会 参加チーム選抜要項

宮城県中学校体育連盟 軟式野球専門部

- 1 本要項は、宮城県中学校野球秋季選抜大会参加校を選抜することを目的として定める。
- 2 宮城県中学校野球秋季選抜大会の参加チームは、下記3に定める県内8つのブロックから各1チームを選抜する。
- 3 各ブロックは次の郡市地区中学校体育連盟に属するチームによって形成される。

第1ブロック・・・大河原教育事務所管内	白石刈田地区，角田伊具地区，柴田郡
第2ブロック・・・仙台教育事務所管内（南）	亶理郡，岩沼市，名取市
第3ブロック・・・仙台市管内	仙台市
第4ブロック・・・仙台教育事務所管内（北）	塩竈市，多賀城市，宮城郡，富谷黒川地区
第5ブロック・・・東部教育事務所管内	石巻地区（登米市を除く）
第6ブロック・・・北部教育事務所管内	遠田郡，大崎市，加美郡（栗原市を除く）
第7ブロック・・・栗原市及び登米市管内	栗原市，登米市
第8ブロック・・・気仙沼教育事務所管内	気仙沼本吉地区

- 4 大会参加チームの選考は、本要項に則り、宮城県中学校体育連盟軟式野球専門部より委嘱された者で構成する各ブロック選抜委員会にて決定する。
- 5 ブロック選抜委員会には、宮城県中学校体育連盟軟式野球専門部に属するものの中から、当該ブロックに所属する委員が務める。
- 6 各ブロック選抜委員会は、次の基準に照らして選考作業を行うものとする。  
各郡市地区およびブロック大会における成績と各試合でのマナーについて審議し、いずれについても優れているとの総合的な判断に至る選抜作業を行う。
- 7 各ブロック選抜委員会による選考の結果を受け、宮城県中学校体育連盟軟式野球専門部会長が選抜された当該チームの所属長に対して、大会出場の通知をする。